

美里町消防団第4分団車庫・詰所整備事業
公募型プロポーザル実施要領

令和8年5月

美里町

第1 事業の概要

1 事業の名称

美里町消防団第4分団車庫・詰所整備事業

2 事業の目的

消防車の車庫及び消防団員の集合、休憩等に資する詰所の新築並びに訓練場等となる外構部の整備を目的とする。

3 事業の流れ

- (1) 町は、公募型プロポーザル・デザインビルド方式を実施し、事業者の提案を選定委員会によって審査し、優秀と認められる事業者（以下「選定事業者」という）を選定する。
- (2) 町と選定事業者で、提案内容を基本に契約内容の協議（業務仕様書、業務内訳書、見積書等）を行う。
- (3) 協議成立後、町と選定事業者は、設計業務委託契約及び工事請負契約を締結し、選定事業者は契約を履行する。
- (4) 設計及び工事完了後、町は、検査を行った上で当該成果物の引き渡しを受ける。

4 事業の内容

本事業において、選定事業者が行う基本的な業務は次のとおりとする。

- ① 消防車用車庫、消防団員の詰所及び外構整備に関する実施設計業務
- ② 車庫及び詰所の建築・設備工事及び付帯外構等工事

(1) 設計

- ① 建築・設備 実施設計
- ② 外構 実施設計
- ③ 工事監理

(2) 各種申請・届出等手続き

- ① 建築確認申請
- ② 施設建設に係る全ての許可申請、届出等

(3) 施工

- ① 車庫及び詰所の建築・設備工事
- ② 付帯外構等工事（舗装工事、ホースハンガー工事等）

(4) 施設引き渡し

- ① 各種検査手続き
- ② 施設引き渡しに関する業務

(5) その他

- ① その他、本事業において必要となる業務

5 事業のスケジュール

| | |
|--------------|---------------------------|
| ○実施要領等の公表・配布 | 令和8年5月13日（水）～令和8年5月29日（金） |
| ○参加表明書の提出 | 令和8年5月13日（水）～令和8年5月29日（金） |
| ○質問書の受付 | 令和8年5月13日（水）～令和8年5月20日（水） |
| ○質問への回答・公表 | ～令和8年5月22日（金） |
| ○提案書の提出 | 令和8年6月24日（水）17：00まで |

| | |
|----------------|---------------|
| ○審査（プレゼンテーション） | 令和8年6月26日（金） |
| ○選定事業者の決定 | 令和8年6月30日（火） |
| ○契約手続き | 令和8年7月上旬 |
| ○施設引き渡し | 令和8年12月15日（火） |

第2 提案募集の内容

1 対象地及び敷地面積

埼玉県児玉郡美里町猪俣3096 A = 2,466㎡

2 敷地の基本条件

(1) 敷地の基本条件

- ① 都市計画区域内の非線引き区域
- ② 用途地域：無指定
- ③ 容積率：200%、建ぺい率 60%
- ④ 上水道：美里町水道事業給水区域
- ⑤ 下水道：合併処理浄化槽へ排水

3 提案見積上限額

50,488,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

4 基本条件

以下の条件をもとに提案すること。なお、車庫及び詰所に関し構造は問わない。

| | |
|------|--|
| 車庫 | 消防車（全長5.75m・全幅1.92m・全高2.75m）1台が格納でき、収納棚を備えていること |
| 詰所 | 休憩室（25㎡以上、空調、照明あり）、流し、便所（男1、女1）を備えていること |
| 外構 | ホースハンガー（1基）、地下式消火栓（1基）、水道栓（1基）を設置する。また建築敷地のうち約2,000㎡を透水性アスファルト舗装（路盤（RC-40、t=150）、舗装（t=50））し、その他の区域は防草対策を施すこと |
| 上下水道 | 上水道：美里町上水道 汚水：合併処理浄化槽（5人槽） 雨水：浸透処理 |

5 要求性能水準

町が施設に求める性能水準（以下「要求水準」という）は以下のとおりとする。

(1) 基本事項（車庫及び詰所）

「第2分団車庫・詰所及び外構（令和6年度整備）」と同等又は同等以上の規模及び設備内容とする。

(2) 耐震安全性（車庫及び詰所）

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年3月28日改定国土交通省官庁営繕部）による、耐震安全性の分類は次のとおりとする。

- ① 構造体 III類
- ② 建築非構造材 B類

第3 提案内容

1 提案の範囲

本事業においては、施設の耐久性・機能性・意匠性、維持管理、施工業者・建設費に関する独自提案を求め、総合的に評価するものとする。

2 提案の項目

(1) 消防団施設としての耐久性・機能性・意匠性に関すること（様式3-2）

本要領で示す施設の基本条件、要求水準を満たす「車庫及び詰所の構造」「敷地整備平面プラン及び詰所の間取り計画」「詰所等外観イメージ（立面パース図等）」を提案すること。

(2) 施設の維持管理に関すること（様式3-2）

工事施工後の「物件保証の内容・期間と体制」に関し提案すること。

(3) 施工業者・事業費に関すること

提案内容に対する「施工業者の選定（様式3-2）」「設計費及び工事費（様式3-3）」について提案すること。

第4 応募者の要件

1 共通事項

本募集への参加資格については、以下に定めるとおりとする。ただし、参加申込後、本資格を満たさなくなった場合は、参加資格を有しないものとし、応募は無効とする。

(1) 参加者の構成

参加者は、設計・施工業務を行うことができる単独企業、または複数の者で構成される共同企業体とする。

単独企業は他の共同企業体の一員になることはできない。また、一共同企業体の構成員が他の共同企業体の構成員として同時に参加することはできない。

応募書類等の受付後は、原則として構成員の変更及び追加は認めないものとする。ただし、町がやむを得ないと認める場合（代表事業者を除く）は、この限りではない。

(2) 参加資格要件

① 美里町において指名停止の期間中でないこと。

② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

③ 建設業法第28条第3項の規定による営業停止処分の措置期間中でないこと。

④ 警察当局から、暴力団、暴力団員が実質的経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして当該状態が継続している者でないこと。

⑤ 応募者が、応募書類等の受付日以降に資格要件を欠く事態が生じた場合は、原則として失格とする。ただし、町がやむを得ないと認める場合は、資格要件を欠く応募者の変更等（代表事業者を除く）により、当該要件を満たすものとする。

⑥ 破産者で復権を得ない者でないこと。

⑦ 国税、都道府県税及び市区町村税の未納がないこと。

- ⑧ 当該事業を実施、完了できる資力・信用・施工能力を有していること。

第5 応募の手続き及び選定事業者の決定

1 公募の方法

(1) 実施要領等の公表

- ① 公表日時：令和8年5月13日（水）
② 公表方法：町のホームページ（以下「ホームページ」という）で公表する。

(2) 実施要領への質問

本要領等の記載内容に対する質問の受付及び回答を以下のとおり行うものとする。

- ① 提出方法：質問の内容を簡潔にまとめ、「実施要領等に関する質問書」（様式1-1）に記入し、電子メールにて下記提出先に提出すること。
※送信後に必ず確認のため電話連絡すること。
② 提出期間：令和8年5月13日（水）から令和8年5月20日（水）17時00分まで。
③ 提出先：本要領第6の4に記載する事務局（E-mail）とする。
④ 回答：質問に対する回答は、令和8年5月22日（金）までにホームページで随時公表する。

2 参加表明・応募の方法

(1) 参加表明

本事業に対する参加の表明は、以下のとおり行うこととする。

- ① 提出方法：様式2-1をPDFファイルで電子メールにて下記提出先に提出すること。
また、共同企業体で参加する場合は、様式2-2を合わせて提出すること。
※送信後、確認のため電話連絡をすること。なお、これによりがたい場合は要相談。
② 提出期間：令和8年5月13日（水）から令和8年5月29日（金）まで（必着）
③ 提出先：本要領第6の4に記載する事務局（E-mail）とする。

(2) 応募書類の提出

応募者は、提案書等を以下により提出することとする。

- ① 提出方法：様式3-1、様式3-2及び様式3-3をPDFファイルで電子メールにて下記提出先に提出すること。
② 提出期間：令和8年6月24日（水）17時00分まで（必着）
③ 提出先：本要領第6の4に記載する事務局（E-mail（1通5MBまで））とする。
※送信後、確認のため電話連絡をすること。なお、これによりがたい場合は要相談。

(3) 応募にあたっての留意事項

① 実施要領の承諾

応募者は、本要領の記載内容を承諾した上で応募すること。

② 費用負担等

応募書類の作成及び提出など応募に関し必要な費用は、すべて応募者の負担とする。

(4) 提案書の取扱い

① 著作権

本事業に関する提案書等の著作権は応募者に帰属する。ただし、事業者の選定に関する情報の公表時及びその他、町が必要と認める時には、町は提案書の全部又は一部を

使用できるものとする。

② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等を用いた事業手法、工事材料、施工・維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った応募者が負うものとする。

③ 町の提供資料の取扱い

町が提供する資料は、本件公募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

④ 応募書類等の変更禁止

応募書類等の変更はできない。ただし、提案書における誤字等の修正についてはこの限りではない。

⑤ 使用言語、単位及び時刻

本件公募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨は円、時刻は日本標準時とする。

3 選定事業者の決定

(1) 評価体制

町は、中立かつ公正に選定事業者を選定することを目的として、役場職員等で構成する選定委員会を設置し、応募内容の評価を行った上で、優れた提案と認められる事業者を選定する。

(2) 評価方法

本評価は、以下の方式により実施する。

① 第一次審査

事務局において、参加資格要件及び提案見積額、基本条件、要求性能水準に関する審査を行い、提案見積額を低額で提案した者、3者を決定する。なお、応募者が3者以下の場合は参加資格要件の審査のみを行う。

② 第二次審査

選定委員会において、第一次審査で選ばれた3者によるプレゼンテーション後、ヒアリング審査を行う。

③ 事業者の選定

選定委員会は②の審査結果を踏まえて、上位評価者より選定事業者を決定する。

④ 審査結果の公表

選定結果は、令和8年7月上旬に応募者に通知し、併せてホームページ上で選定事業者を公表する。

(3) その他

応募者が1者であっても審査を行う。

また、本事業における事業者の選定過程において、応募者が無い、あるいは、いずれの応募者も事業目的の達成が見込めない等の理由により、本事業の実施が困難と判断した場合は、事業者を選定せず、中止する。

第6 その他

1 契約に関する事項

(1) 契約に関する協議

町は、提案内容に基づき選定事業者との協議を実施し、事業の実施内容を明確にした上で当該選定事業者と設計委託業務契約及び工事請負契約を締結するものとする。なお、設計業務において、町から、選定事業者の提案内容に対する変更を協議する場合がある。この設計協議にともない工事費についても協議により提案見積額を変更する場合がある。

(2) 契約書の作成費用

契約内容の検討に係る選定事業者側の弁護士費用、印紙代など、契約書の作成に要する費用は選定事業者の負担とする。

2 成果物等

(1) 設計

本要領の第1の4の業務に係る設計図書 一式（建築確認通知図書含む）

(2) 工事

本要領の第1の4の業務に係る工事目的物 一式

3 関係法令等

本業務の実施にあたって適用すべき基準及び遵守すべき法令等は次のとおりとする。

(1) 適用基準等

a. 共通（年版等）

- ・ 官庁施設の基本的性能基準（最新版）
- ・ 埼玉県環境配慮方針（ 〃 ）
- ・ 埼玉県グリーン調達推進方針（ 〃 ）
- ・ 彩の国公共事業コスト構造改善プラン（ 〃 ）
- ・ 建設副産物の手引き（ 〃 ）

b. 建築

- ・ 建築設計基準（ 〃 ）
- ・ 建築構造設計基準（ 〃 ）
- ・ 建築工事標準詳細図（ 〃 ）
- ・ 構内舗装・排水設計基準（ 〃 ）

c. 設備

- ・ 建築設備計画基準（ 〃 ）
- ・ 建築設備設計基準（ 〃 ）
- ・ 埼玉県電気設備工事特別共通仕様書（ 〃 ）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（ 〃 ）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（ 〃 ）
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（ 〃 ）
- ・ 埼玉県機械設備工事特別共通仕様書（ 〃 ）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（ 〃 ）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（ 〃 ）
- ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（ 〃 ）
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針（ 〃 ）
- ・ 建築設備設計計算書作成の手引（ 〃 ）

3 その他

(1) 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、ホームページ等により適宜提供する。

(2) 対象地等の見学

対象地の見学は自由であるが、敷地内に立ち入る場合は、事務局へ連絡してから行うこととし、周辺住民等に迷惑にならないよう努めること。

また、第2分団車庫・詰所の見学も可能であるが、事務局と日程調整の上、同行して行うこととする。

(3) 資料の閲覧等

上水道・下水道に関する資料及び第2分団車庫・詰所建築工事に関する図面等は、美里町役場内で閲覧できる。(閲覧を希望する場合は、事務局まで申し出ること)

4 町の担当窓口（事務局）

本事業に関する町の担当窓口（事務局）は次のとおり。

美里町建設課拠点推進係 木村、岩崎

〒367-0194埼玉県児郡美里町大字木部323-1

TEL：0495-76-5134

E-mail：toshikei@town.saitama-misato.lg.jp